

津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日訓第 5 5 号

改正 平成 2 0 年 3 月 3 1 日訓第 2 2 号
平成 2 3 年 8 月 3 1 日訓第 4 4 号
平成 2 5 年 9 月 2 0 日訓第 4 6 号
平成 2 6 年 7 月 3 1 日訓第 6 1 号
平成 2 7 年 3 月 3 1 日訓第 3 8 号
平成 2 7 年 8 月 2 6 日訓第 6 8 号
平成 2 9 年 7 月 3 日訓第 6 8 号
平成 3 0 年 7 月 1 0 日訓第 4 0 号
令和 2 年 8 月 3 1 日訓第 5 7 号
令和 4 年 6 月 2 7 日訓第 6 4 号
令和 5 年 6 月 2 8 日訓第 4 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の森林整備地域等において、林業生産活動等を継続しながら施業放置地の発生を防止し、森林の有する多面的機能を確保するため、国が定める林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 3 0 日付け 4 林政経第 8 9 9 号林野庁長官通知。以下「交付金実施要領」という。）及び津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき森林整備地域活動支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 交付金は、交付金実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の(2)細則の②に規定する協定（以下「協定」という。）に基づき、森林経営計画作成促進、森林境界の明確化、森林所有者の探索及び森林経営計画作成・森林の境界明確化に向けた条件整備に係る地域における活動（以下「地域活動」という。）を行う森林所有者等（以下「交付対象者」という。）に対してこれを交付するものとする。

(交付金の額)

第 3 条 交付金は、次の表の左欄に掲げる地域活動の種類の区分に応じ、同表

の中欄に掲げる交付対象面積に同表の右欄に掲げる交付単価を乗じて得た額を限度とし、予算で定める範囲内においてこれを交付するものとする。

地域活動の種類	交付対象面積	交付単価
森林経営計画作成 促進	(1) 交付金実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の(2)細則の ①のアに規定する対象森 林のうち同表の I の 2 の 1 の(2)細則の③のアの(7) の b の規定により算定し た積算基礎森林の面積	1 ヘクタール当たり 経営委託 38,000円 共同計画等 8,000円 間伐促進 30,000円
	(2) (1)のうち合意形成活動 を行った不在村森林所有 者の所有する積算基礎森 林の面積	1 ヘクタール当たり 経営委託 52,000円 共同計画等 22,000円 間伐促進 44,000円
森林境界の明確化	(1) 交付金実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の(2)細則の ①のイに規定する対象森 林のうち同表の I の 2 の 1 の(2)細則の③のイの(7) の b の規定により算定し た積算基礎森林の面積	1 ヘクタール当たり 森林境界の測量 45,000円 森林境界案の作成 40,000円
	(2) (1)の森林境界の測量の うち性能の高い機器を用 いて境界の測量及び基準 点等と結合させる測量を 行った積算基礎森林の面 積	1 ヘクタール当たり 森林境界の測量 55,000円
	(3) (1)の森林境界の測量の うちリモセンを活用して	1 ヘクタール当たり 森林境界の測量

	境界の測量を行った積算 基礎森林の面積	62,000円
	(4) (1)の森林境界の測量の うち現地立会を行った不 在村森林所有者の所有す る積算基礎森林の面積	1ヘクタール当たり 森林境界の測量 58,000円
森林所有者の探索	交付金実施要領別表2のI の2の1の(2)細則の①のウ に規定する対象森林のうち 同表のIの2の1の(2)細則 の③のウの(7)のbの規定に より算定した積算基礎森林 の面積	1ヘクタール当たり 5,000円
森林経営計画作成 ・森林境界の明確 化に向けた条件整 備	交付金実施要領別表2のI の2の1の(2)細則の①のエ に規定する対象森林のうち 同表のIの2の1の(2)細則 の③のエの(7)のbの規定に より算定した積算基礎森林 の面積	1ヘクタール当たり 40,000円

(交付の申請等)

第4条 交付対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、地区森林整備地域活動実施協定締結申出書（第1号様式）を市長に提出し、協定の締結について同意を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、その内容等を審査し、協定の締結について同意をしたときは、地区森林整備地域活動実施協定締結同意書（第2号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

3 交付対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、市長と協定を締結後、別に定める期日までに森林整備地域活動支援交付金交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定等)

第5条 市長は、前条第3項の規定による提出があった場合は、その内容等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の交付の決定をし

なければならない。

2 市長は、交付金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

3 市長は、交付金の交付の決定をしたときは、規則第3号様式により、交付対象者に通知するものとする。

（協定の変更等）

第6条 交付対象者は、協定に記載された内容について変更が生じたときは、地区森林整備地域活動実施協定変更申出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、前条第3項による通知を受けた後において、積算基礎森林面積及び交付金算定額を変更しようとするときは、森林整備地域活動支援交付金変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による提出があった場合において、その内容を確認の上、適当と認めるときは、地区森林整備地域活動実施協定変更同意書（第6号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による提出があった場合において、その内容を確認の上、変更を適当と認めるときは、その旨を交付対象者に通知するものとする。

（協定の廃止）

第7条 交付対象者は、協定の全部又は一部を廃止しようとするときは、あらかじめ地区森林整備地域活動実施協定廃止申出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、その内容等を審査し、廃止に係る理由が妥当であると判断したときは、地区森林整備地域活動実施協定廃止同意書（第8号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（実施状況の報告）

第8条 交付対象者は、毎年度、対象行為（交付対象者が、協定に基づき行う地域活動をいう。以下同じ。）の実施状況について、交付金実施要領別表2のⅠの2の1の(2)細則の⑤のアの(ア)の規定に基づき、速やかに市長に報告するものとする。

（対象行為の実施結果の確認）

第9条 市長は、交付対象者から前条の規定による対象行為の実施状況に関する報告があったときは、交付金実施要領別表2のⅠの2の1の(2)細則の⑤の

ウの規定に基づき、対象行為の実施結果について確認するものとする。

（交付金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による確認の結果、対象行為が適正に実施されていると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、規則第7号様式により交付対象者に通知するものとする。

（交付金の支払）

第11条 交付金は、前条の規定により交付金の額が確定した後に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 交付金実施要領別表1のIの2の1の(2)の⑥のアに規定する基準に該当するとき。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、当該交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（監査）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付金の使途及び交付対象者の帳簿について監査することができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る交付金について適用し、施行日前の申請に係る交付金については、なお合併前の美里村森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成16年美里村告示第13号）、一志町補助金等の交付に関する規則（平成12年一志町規則第3号）又は白山町森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成15年

白山町要綱第2号)の例による。

附 則(平成20年3月31日訓第22号)

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月31日訓第44号)

この訓は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成25年9月20日訓第46号)

1 この訓は、平成25年9月20日から施行する。

2 改正後の津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請にかかる交付金について適用し、同時前の申請に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年7月31日訓第61号)

この訓は平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓第38号)

1 この訓は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る交付金について適用し、同日前の申請に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則(平成27年8月26日訓第68号)

1 この訓は、平成27年9月1日から施行する。

2 改正後の津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る交付金について適用し、同日前の申請に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則(平成29年7月3日訓第68号)

1 この訓は、平成29年7月5日から施行する。

2 改正後の津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る交付金について適用し、同日前の申請に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年7月10日訓第40号)

1 この訓は、平成30年7月10日から施行する。

2 改正後の津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る交付金について適用し、同日前の申請に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年8月31日訓第57号)

- 1 この訓は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る交付金について適用し、同日前の申請に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 6 月 2 7 日訓第 6 4 号）

- 1 この訓は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る交付金について適用し、同日前の申請に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 6 月 2 8 日訓第 4 2 号）

- 1 この訓は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る交付金について適用し、同日前の申請に係る交付金については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 4 条関係）

地区森林整備地域活動実施協定締結申出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

⑨

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話

地区森林整備地域活動実施協定を締結したいので、津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、同意されるよう協議を申し出ます。

添付書類

協定書、交付金実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の(2)細則の②のアに規定する実施計画書

※ 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 2 号様式(第 4 条関係)

地区森林整備地域活動実施協定締結同意書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名)

印

年 月 日付けで申出のあった 地区森林整備地域活動
実施協定の締結について、同意します。

第 3 号様式（第 4 条関係）

森林整備地域活動支援交付金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

年度において を実施したいので、津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第 4 条第 3 項の規定により、金 円を交付されるよう申請します。

1 協定の名称

2 積算基礎森林面積及び交付金算定額

区 分		面積 (ha)	交付金算定額 (円)
森 林 経 営 計 画 作 成 促 進	経営委託	()	
	共同計画等	()	
	間伐促進	()	
	不在村森林 経営委託	()	
	共同計画等	()	

	所有者	間伐促進	()	
森 林 境 界 の 明 確 化		森林境界の測量		
		精度向上		
		リモセン		
		不在村森林所有者		
		森林境界案の作成		
森林所有者の探索				
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備				
合 計			()	

※ 1 「面積」は、小数点以下第 2 位まで記入する。

※ 2 「森林経営計画作成促進」の「面積」欄は、交付金実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の(2)細則の③のアの(7)の b の(b)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段括弧内に内数で記載する。

※ 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 4 号様式（第 6 条関係）

地区森林整備地域活動実施協定変更申出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話

年 月 日付けで締結した 地区森林整備地域活動実施協定を次のとおり変更したいので、津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、同意されるよう協議の申出をします。

1 変更理由

2 変更内容

3 添付書類

変更協定書（2 部）

※ 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 5 号様式(第 6 条関係)

森林整備地域活動支援交付金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

申請者 氏 名 ④

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所又は事業所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

電 話

年 月 日付け津市指令（記号番号）で交付決定通知のあり
ました 年度津市森林整備地域活動支援交付金について、次のとおり
変更したいので、津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第 6 条第 2 項の
規定により申請します。

1 変更の理由

2 積算基礎森林面積及び交付金算定額

区 分		面積 (ha)		交付金算定額 (円)	
		変更前	変更後	変更前	変更後
森 林 経 営 計 画 作 成 促 進	経営委託	()	()		
	共同計画等	()	()		
	間伐促進	()	()		
	不在 経営委託	()	()		

	村 森 林 所 有 者	共同計画等	()	()		
		間伐促進	()	()		
森 林 境 界 の 明 確 化	森 林 境 界 の 測 量					
		精度向上				
		リモセン				
		不在村森林所有者				
	森林境界案の作成					
森林所有者の探索						
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備						
合 計			()	()		

※ 1 「面積」は、小数点以下第 2 位まで記入する。

※ 2 「森林経営計画作成促進」の「面積」欄は、交付金実施要領別表 2 の I の 2 の 1 の(2)細則の③のアの(ア)の b の(b)に規定する森林の面積が含まれる場合は、その面積を上段括弧内に内数で記載する。

3 交付金の変更額

当初決定額	変更の額(減額は▲)	変更後の額
円	円	円

※ 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 6 号様式(第 6 条関係)

地区森林整備地域活動実施協定変更同意書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名)

印

年 月 日付けで申出のあった
協定の変更について、同意します。

地区森林整備地域活動実施

第 7 号様式(第 7 条関係)

地区森林整備地域活動実施協定廃止申出書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所又は事業所の所在地、名称及び
代表者の氏名 〕

電 話

年 月 日付けで締結した 地区森林整備地域活動実施協
定を次の理由により全部廃止
一部廃止
したいので、津市森林整備地域活動支援交付金交
付要綱第 7 条第 1 項の規定により同意されるよう協議の申出をします。

協定廃止の理由

※ 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、
押印を省略することができます。

第 8 号様式(第 7 条関係)

地区森林整備地域活動実施協定廃止同意書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名)

印

年 月 日付けで申出のあった 地区森林整備地域活動
実施協定の

全部廃止
一部廃止

について、同意します。